

平 26. 4. 24
法 D 4 - 7

法人課税DG座長 大田 弘子 様

税制調査会特別委員 古賀 伸明
(日本労働組合総連合会)

意見書

法人課税DGを所用により欠席しますので、書面にて下記のとおり意見を述べます。

記

1. 地方法人課税について

- 国民の受けとる行政サービスの約6割は、地方自治体が担っているが、その税財政基盤は脆弱である。税制改革全般について、地方財政への影響に配慮し、必要な税財源を確保すべきである。
- 法人住民税、法人事業税は、景気変動による税収の振れが大きく、地方税の中でも一人あたり税収の地域間格差が最も大きな税目となっている。地域による偏りが少なく安定的で、地方分権にふさわしい地方税・財政をめざして抜本改革を行うべきである。
- このことは、3月12日の第1回法人課税DGで大田座長が示された「法人税改革の論点」の3(2)「地方税収の偏りや不安定を改善するため、法人税改革と地方税改革はあわせて検討することが必要ではないか」と同様の認識である。

2. 外形標準課税について

- 少子高齢社会を支え合うために広く国民に消費増税の負担を求めていくなかで、企業にも、その社会的責任に見合った負担の分かれ合いが求められる。
- このことは、大田座長が3月12日に示された「法人税改革の論点」の3(1)「地方税は行政サービスの費用を分担するもの」、「法人間でもより広く分担すべきではないか」との考え方と一致するものである。
- 具体的には、原則すべての企業に法人事業税の外形標準課税を適用すること、原則すべての雇用者に社会保険を完全適用することなどの改革を行うべきである。外形標準課税の見直しにあたっては、雇用の7割を支える中小企業について、雇用安定控除の比率を引き上げる必要がある。

以上